

## 入札条件

1 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約申込金額から消費税等相当額を差し引いた金額とすること。

なお、落札は、予定価格の制限の範囲内で最も有利な価格を示した者に決定し、契約金額は、入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額とする。

2 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。

3 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。

4 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

5 郵便又は電信による入札は認めない。

6 入札開始時間までに入札場所に参集しなかったときは、辞退として取り扱う。

7 次の入札は無効とする。

(1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第165条において準用する第158条の各号の1に該当する入札

(2) 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札

(3) 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの

(4) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札

(5) 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札

(6) 談合、その他不正な行為があったと認められる入札

(7) 入札条件のうち2～5に違反した入札

..... 山口県会計規則（抜粋） .....

（入札の無効）

第158条 契約担当者は、一般競争入札に付した場合において、次の各号の1に該当する入札があったときは、これを無効とするものとする。

(1) 令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札

(2) 令第167条の5第1項又は令第167条の5の2に規定する資格を有しない者のした入札

(3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(4) 郵便による入札又は電信による入札を認める場合の郵便による入札又は電信による入札

(5) 記名押印のない入札

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（一般競争入札に関する規定の準用）

第165条 第147条及び第150条から第159条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。